

徳島県看護協会の取り組み

徳島県看護協会
災害看護支援検討委員会

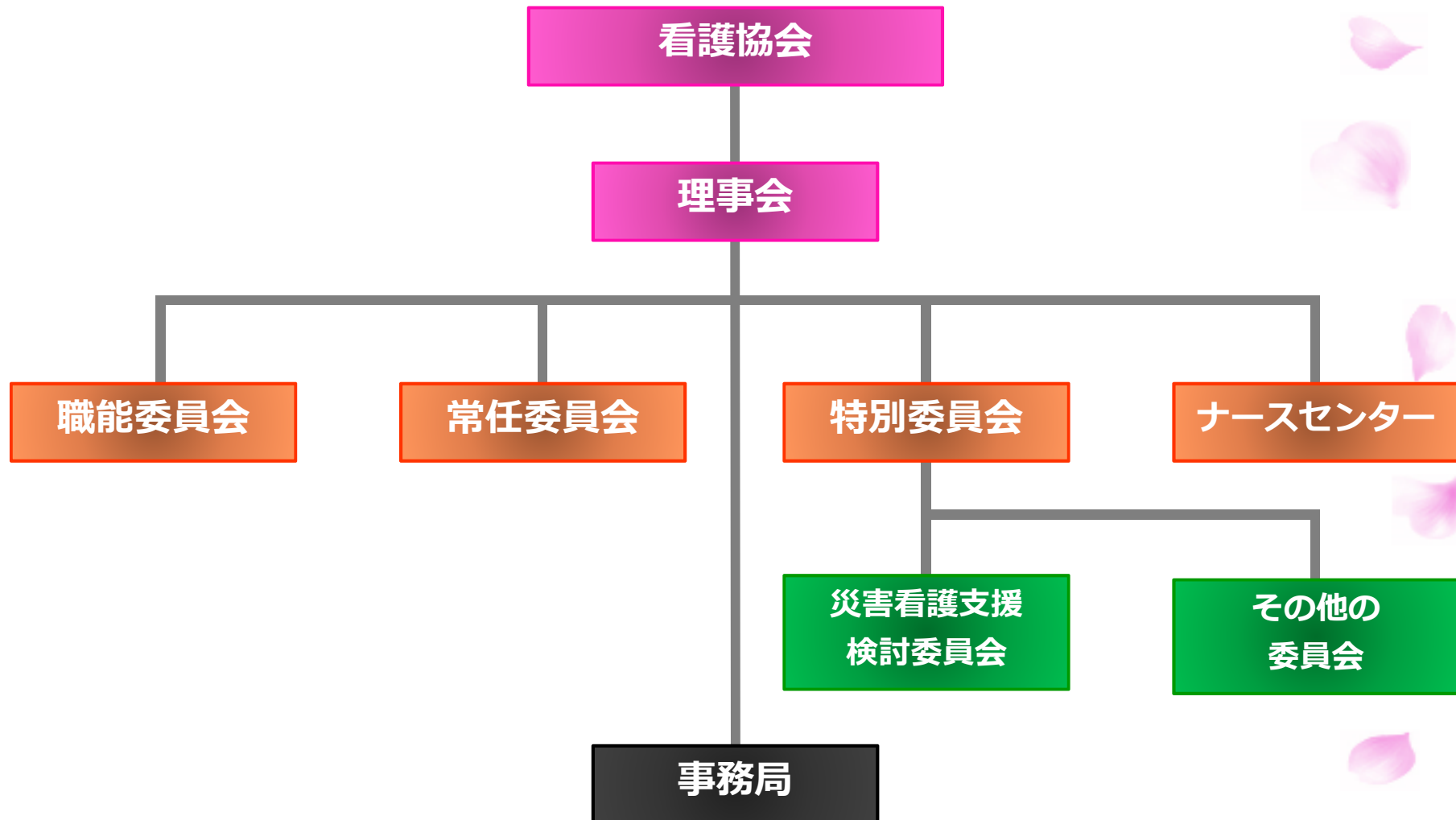
H26. 11. 30

原 良江

災害時の看護支援活動に関する事業

- ①災害時の支援ネットワークの充実
 - ・日本看護協会との連携
 - ・徳島県との連携
 - ・支援施設との連絡調整
- ②災害支援ナース養成研修の実施
- ③災害看護研修会
- ④災害支援ナース派遣体制の検討
- ⑤災害支援受け入れマニュアルの検討

徳島県看護協会組織体制



災害看護とは

災害看護の定義

災害に関する看護独自の知識や技術を体系的かつ柔軟に用いるとともに、他の専門分野と協力して、災害の及ぼす生命や健康生活への被害を極力少なくするための活動を展開することである

（出典：日本看護協会ホームページ）



災害支援活動

- 災害支援ナースとは、
「災害時支援ネットワークシステムに基づき
都道府県看護協会に登録し、看護職能団体の
一員として被災地に派遣される看護職である
- 災害支援ナースは、
被災者が健康レベルを維持できるように適切
な医療・看護を提供する
また、被災した看護職の心身の負担を軽減し支える
よう努める



災害支援ナースの要件・条件



要件

- ①看護協会の協会員であること
- ②災害看護養成研修を終了していること

望ましい条件

- ①定期的に災害看護研修もしくは合同防災研修に参加していること
- ②所属施設があること。但し、施設に所属していない看護師の参加を妨げるものではない

災害支援ナース研修の目的

- 看護専門職の災害支援者として、被災地や被災者にとって有効に機能できる能力を習得する
- 災害支援ナースとして、他者との協働、自律的な活動の重要性が認識できる

災害支援ナース登録の手順

- ①徳島県看護協会災害看護支援検討委員会から各施設に災害支援ナースの登録希望者を募る
- ②各施設（看護管理者）の推薦が得られた登録希望者に対して養成研修を実施する
- ③修了者を災害支援ナースとして登録する

災害支援ナースの登録

- ・ H26年11月17日 現在
 - 施設数 39施設
 - 登録者数 230名



災害時支援の対応区分

レベル1（単独支援対応）

被災県協会のみで看護支援活動が可能な場合

レベル2（近隣支援対応）

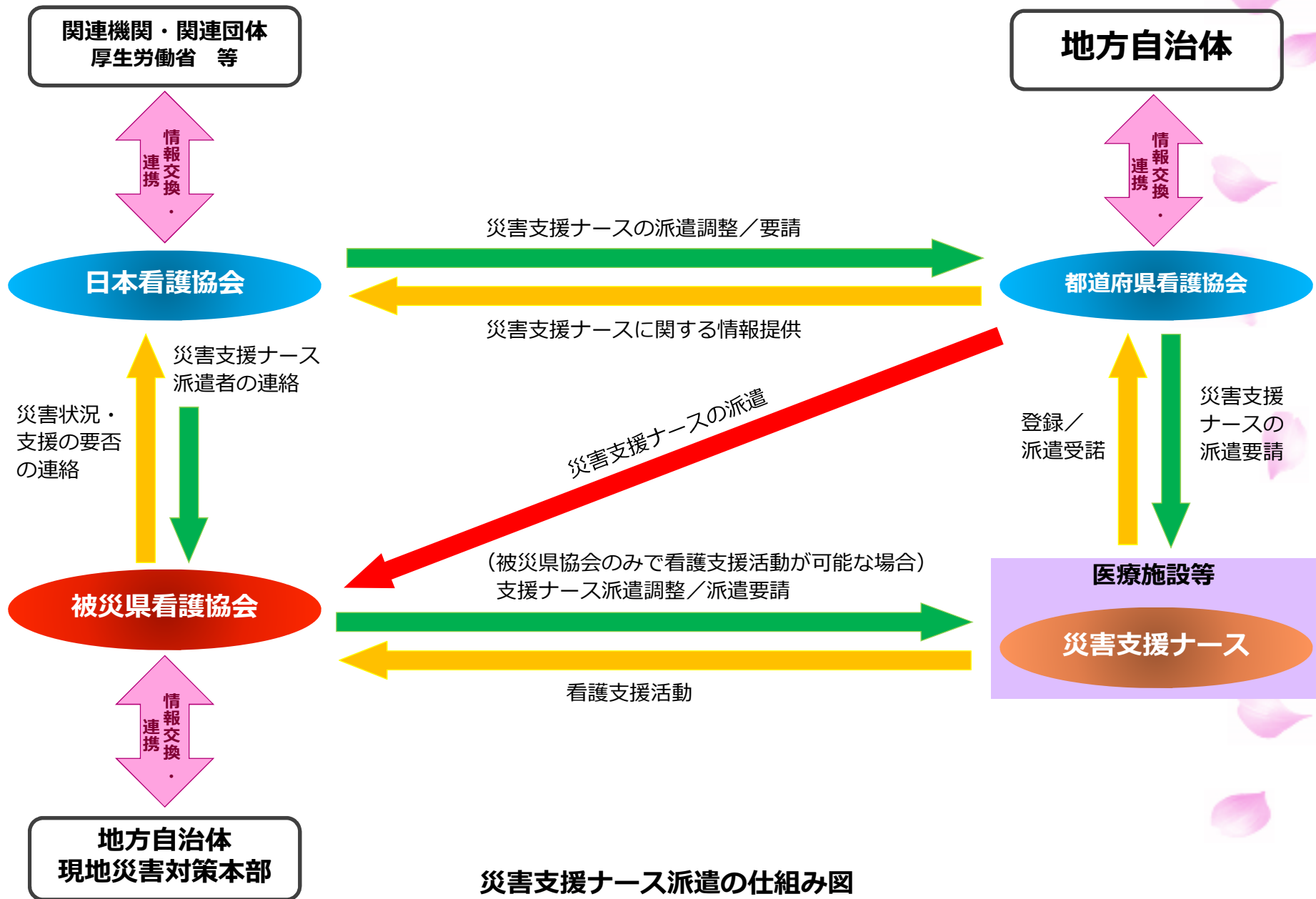
被災県協会のみでは活動が困難であり近隣の都道府県看護協会からの支援が必要な場合

レベル3（広域支援対応）

被災県及び近隣県のみでは支援活動が困難であり、活動が長期化すると見込まれる場合
全国の都道府県看護協会から派遣される

支援調整は、レベル1の場合は本会が行い、その他の場合は日本看護協会が行う

日本看護協会災害時支援ネットワークシステム



災害時の徳島県との協働

- 災害、事故等時の医療救護活動に関する協定書
H20年2月に締結
- 徳島県災害医療対策協議会等に参加し、災害や
災害対策に関する情報を得て、看護協会の活動
に反映させている

災害支援ナースの活動場所

原則として被災した

- 医療機関
- 社会福祉施設
- 福祉避難所を優先する

但し、他組織からの支援がない場合に限り
避難所他にも含めるものとする



派遣時期・活動期間

派遣時期

災害発生3日後から1ヶ月の範囲で行う

活動期間

3泊4日



災害支援ナースの活動の実際

- ・ 2011年 東日本大震災
徳島県との災害・事故等時の医療救護
活動に関する協定書をもとに
44名の災害支援ナースを派遣した



災害看護支援検討委員会の活動内容 (H26年度)

- ①災害看護担当者会議への出席（日看協主催）
- ②災害支援ナース派遣調整訓練の実施
- ③災害支援ナースフォローアップ研修会
- ④登録継続の確認

今後の取り組み

- ・ 被災県としてのマニュアルの作成
- ・ 災害看護教育の指導者の養成
- ・ 派遣後の支援体制の整備



ご清聴ありがとうございました

